

住所不明組合員の脱退手続きについての公告

2021年1月6日 和歌山県学校生活協同組合

和歌山県学校生活協同組合は「住所不明組合員の脱退手続きに関する規則」(2015年12月12日施行)に基づき、住所不明組合員のみなし脱退手続きに関する公告を行います。

1、対象者

2020年12月末日を基準日として、次の2つの条件を同時に満たす組合員を「みなし脱退対象者」とします。

- ① 通常総代会後に個人組合員に発送する「組合員証兼出資金明細書」が宛先不明で返送され、登録された電話番号でも連絡がとれない組合員。
- ② 基準日より過去2ヶ年度、和歌山県学校生活協同組合の利用がなく、かつ増資・減資・住所変更がなされていない組合員。

2、公示期間

2021年1月6日～2021年2月28日

3、対象組合員の名簿閲覧と問い合わせ

上記期間、和歌山県学校生協で住所不明組合員の確認ができます。対象者名簿は組合員及び組合員と同一生計を営む家族のみが閲覧可能です。

住所確認のとれた方については「みなし脱退対象者」から除外します。

4、閲覧後の処理

本公示期間終了後、所在が確認できなかった組合員については4月の理事会の確認を経て4月末日を持って「みなし脱退手続き」を実施し、6月の通常総代会で報告を行います。

尚、処理後にみなし脱退組合員から払い戻しの請求があれば出資金を返還いたします。

住所不明組合員名簿 (2020年12月31日時点)

名簿にあります組合員様は、至急 和歌山県学校生協にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

また、お知り合いの方がお見えになりましたら、本人様(またはご家族)に当生協宛にご連絡くださいますよう、お知らせいただきたくお願い申し上げます。

どい ひさこ 土井久子	しまもと きみ 島本幾美	いわさき のりつぐ 岩崎紀次
----------------	-----------------	-------------------

<お問合せ先>

和歌山県学校生活協同組合

〒640-8269 和歌山市小松原通3-20

電話 073-424-6532

ファックス 073-426-0617